

協議項目第 2 1 ― 号

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて
その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	その他福祉事業
調整方針	その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
戦没者追悼式 (慰霊祭)	●追悼式 【概要】※町主催 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 2年に1度、11月中旬に、弓削町民体育館において献花方式で実施。 ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 先の大戦において犠牲となられた英霊を偲び、慰めると共に故郷の繁栄に努力する決意を表す。 2年に1度、11月初旬に弓削町老人福祉センターで実施。	●追悼式 — ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表す。 毎年、9月下旬に正福寺において読経方式で実施。	●追悼式 【概要】※遺族会主催 献花方式の追悼式と各寺での追悼式を隔年で実施。 ●慰霊祭 —	●追悼式 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 2年に1度、4月下旬に、魚島村開発センターにおいて献花方式で実施。 ●慰霊祭 【概要】※遺族会主催 戦没者に追悼の意を表す。 毎年2回(1月、8月)、道福寺において実施。 ・追悼式補助金交付	合併後に再編 追悼式、慰霊祭の開催方法等については、新町において調整する。
災害弔慰金	【概要】 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
災害障害見舞金	【概要】 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が障害を受けた場合 125万円 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、町 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 国 1/2、県 1/4、村 1/4	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	【概要】 同 左 【経費負担】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	その他福祉事業
調整方針	その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
災害援護資金貸付	【概要】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 ○世帯主の療養に要する期間が概ね1月以上の負傷の場合で、かつ、 ・家財又は住居の被害金額がその価値の1/3以下の場合 150万円 ・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ・住居が半壊した場合 270万円 ・住居が全壊した場合 350万円 ○世帯主の負傷がなく、かつ、 ・家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 ・住居が半壊した場合 170万円 ・住居が全壊した場合(次の場合を除く) 250万円 ・住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 ○利率 年3% ○償還期間 10年(うち据置3年)	【概要】 同 左	【概要】 同 左	【概要】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	その他福祉事業
調 整 方 針	資 料		

そ の 他 福 祉 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【災害弔慰金の支給等に関する法律】 （趣旨） 第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。 （定義） 第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。 （災害弔慰金の支給） 第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。 （災害による死亡の推定） 第四条 災害の際現にその場にいわせれた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。 （支給の制限） 第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。 （非課税） 第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。 （費用の負担） 第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。 2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。 （災害障害見舞金の支給） 第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。 2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。	（準用規定） 第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。 （災害援護資金の貸付け） 第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負債 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。